

米国における ID 窃盗となりすまし不正還付の問題
—消費増税とマイナンバー導入後を見据えて—

主任研究員 柏木恵

本稿は、消費増税とマイナンバー導入後を見据えた制度設計の必要性を述べる。

物事の進化の後には良い面と悪い面が発生し、一定の割合で不正は起こる。昨今、私たちの生活の利便性は格段に向上したが、遠隔操作が可能になった分、振り込め詐欺のようなことも起こるようになった。本稿では米国の ID 窃盗と不正還付の実態を取り上げる。意外と知られていないが、日本は還付申告が多い。毎年 2000 万件を超える所得税の申告書が提出されているが、そのうち 5 割は還付申告である。還付金支払額は税収額の 1/5 相当を占めており、税目別でみると消費増税が 3~4 兆円規模と圧倒的に多い。消費増税の脱税と不正還付も目立っている。消費増税の徴収構造にはもともと欠陥があり、このまま増税となれば問題は拡大するだろう。マイナンバーが始まると税の捕捉が行いやすくなり改善が期待できるが、その反面、今回取り上げる米国のようなことが遠くない将来起こりうるかもしれないと認識して制度設計する必要があると考える。

1. 米国の ID 窃盗と不正還付の実態

米国財務省税務管理監査官 (Treasury Inspector General for Tax Administration、以下 TIGTA と略す) の報告書によれば米国内国歳入庁では、2011 年に 220 万件の不正申告があった。そのうち 94 万件はなりすましの不正還付で金額にして 65 億ドルにも及ぶ。なりすましの不正還付には ID 窃盗 (Identification theft) から発生するものもある。ID 窃盗は年々増えており、2009 年の 456,453 件 (254,079 人) から 2011 年には 1,125,634 件 (641,052 人) となった (250%増)。2011 年の内国歳入庁のシステムで検知した ID 窃盗は 1,014,884 件、そのうち被害に遭ったと内国歳入庁に問い合わせがあったのは 110,750 件である (10%程度)。ID 窃盗は確定申告前に行われ、納税者が申告する前に使用されるケースが多いので、被害者のほとんどは、自分たちが被害者だとは知らずに、申告の段階で ID を盗まれたことに気づく。また、以前納税していた納税者のデータで現在使われていないものや故人のデータが使用されるケースもある。

2. 米国不正還付の原因とグローバル化の影響

不正還付の原因には米国の税体系によるものが大きい。米国の所得税は全世界所得について申告・納税の義務がある。海外に居住する米国民が還付申告した場合には、還付金の振込先が海外の銀行の場合があり、海外から不正還付しやすいという土壌がある。

米国では還付方法として小切手の送金 (Paper Check) と銀行口座への振り込み (Direct Deposit) があり、デビットカードも含まれる。銀行口座への入金の場合は、事前申請が必

要だが、3つの口座まで分割入金が可能である¹。TIGTAによると、潜在的な還付詐欺の52億ドルのうち45億ドルは銀行振り込みによるものである。窃盗されるIDは何度でも窃盗されるため、TIGTAは2008年に内国歳入庁から振り込む額や回数を制限したらどうかと提言した。デビットカードを使用するケースも多く、フロリダのタンパの調査では5,000枚以上のカードが没収された。この件に関係した銀行では2011年12月に内国歳入庁に6万件の疑わしいリストを提出し、1億6400万ドルの還付を防いだ。このように銀行との連携を強化することも重要である。

Cal Mellor氏の調査によれば、IPアドレスから調べて行くと、インド、中国、ドミニカ共和国、ケニヤ、ガーナ、ナイジェリア、レバノン、クウェートのアドレスが見られた。海外からの遠隔操作が行われている。IDは名前・住所・生年月日・社会保障番号が使われているが、今後はその見直しも含めて検討する必要がある。

3. 米国不正還付の事例

TIGTAは不正還付を調査するときに、以下の典型的な事例から①内国歳入庁職員、②顧客情報を盗む納税者、③内国歳入庁職員になりすます個人によるものに焦点を当てている。

①内国歳入庁職員の事例

2011年4月14日に、データ入力を行うパートタイマーだった女性職員は誤った所得税申告を行い起訴された。仕事中に納税者情報を盗み、17万5000ドルの還付申告を行った。

②顧客情報を盗む公認会計士の事例

公認会計士は顧客に代わって申告を行うことができるが、このケースは、顧客情報を悪用した事例で、顧客の銀行口座情報を変更し、公認会計士の口座へ還付金が振り込まれるようにした。その結果、2010年5月24日に64ヶ月の禁固刑、3年間の執行猶予となった。

③内国歳入庁職員になりすましの事例

これは日本の振り込め詐欺と同じく、犯人が共犯者とともに多くのIDを盗んで、インターネットを通じて100万ドル以上をだまし取ったケースである。犯人グループは何千人もの電子メールリストを入手し、「宝くじが当選した（または、遠い親戚から相続された）が税金の前払いが必要なので内国歳入庁（または国連など）が現在預かっている。振込先を知らせてほしい」という内容のメールを送信した。2011年12月19日に108ヶ月の禁固刑、5年間の観察処分となった。

4. 内国歳入庁の対応

内国歳入庁は還付が確定する前にID窃盗をスクリーニングするフィルターを新しく作成した。新しいフィルターの結果、不正還付の疑いがあるとされる13億ドルの確定申告を止めて、ID窃盗を調べている（2012年4月19日現在）。主に亡くなった人がターゲットとなるため、2011年から内国歳入庁のマスターファイルと社会保障番号のデータベースから故人のアカウントの照合を開始した。2012年3月1日現在で、90,570口座を凍結し、180

¹ IRS Topic 152を参照。http://www.irs.gov/taxtopics/tc152.html。

万ドルの不正還付を防いだ。

また、内国歳入庁は ID 窃盗を防ぐために ID 窃盗防止個人番号 (Identity Protection Personal Identification Numbers (IPPIN)) を設け、納税者に配付している。2012 年度は 252,000 人に IPPIN を送った。

TIGTA は内国歳入庁の 2010 年分のデータを用いて将来の被害額を予測した。ID 窃盗が原因の詐欺の還付は今後 5 年間で 260 億ドルという算定結果となった。毎年 52 億ドル、150 万件という結果である。この 150 万件の申告をスクリーニングするのに 3180 万ドルかかる。内国歳入庁は予算削減に直面しているが、これをやらないわけにはいかない。今後は簡単に発見できるツールが必要である。現在有効なのは保健社会福祉省 (Department of Health and Human Services) の新規雇用データ (National Directory of New Hires) のデータベースであるが、使用は確定申告のみに限られている。

いったん ID が窃盗されると、被害者である納税者の負担は大きいと TIGTA は指摘する。解決には少なくとも 1 年近く内国歳入庁とともに動かなければならない。何年もかかるケースもある。2011 年 11 月に納税者保護ユニットを立ち上げ、2012 年には 86,000 件の問い合わせがあった。内国歳入庁はまだ ID 窃盗に関する完全な情報の掌握はできていない。現在は 22 システムからデータを抽出し集計している状況である。この問題はまた新しく今後さらなる対処が期待される。

5. 日本の国税還付は消費税が圧倒的

日本は米国に比べると年末調整があり、全世界所得ではないのでグローバル化の影響も今のところ少ないが、2009 年度の還付は 8 兆 5443 億円であった。税収規模は 40 兆円なので、2 割が還付されている計算になる。日本でもマイナンバー (国民 ID) が施行されると電子申告がますます増えるだろう。脱税の防止や納付の利便性の向上などの大きなメリットも見込まれ、消費税の徴収も改善される部分が期待できるが、これらのマイナスの影響も出てくると考えられるので、米国の事例を対岸の火事とは言い切れなくなるかもしれない。

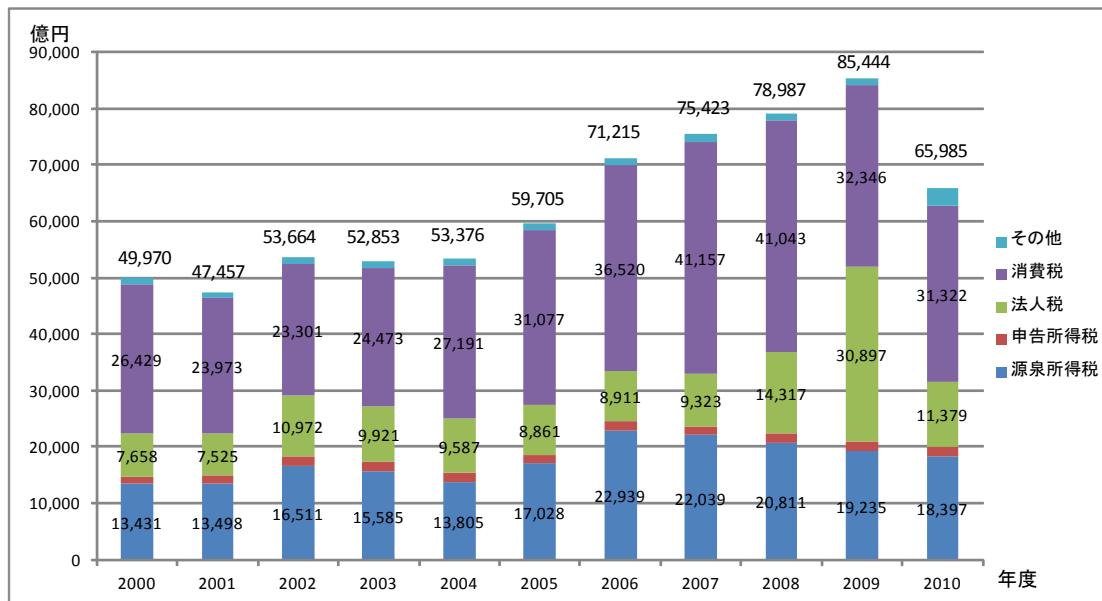
日本の還付状況 (図 1) をみると、2000 年度前半は 5 兆円程度だったが、2006 年度から 7 兆円を超え、2009 年度には 8 兆 5443 万円に達した。内訳をみると消費税が 3~4 兆円規模と突出していることがわかる (2009 年度の法人税を除く)。2 兆円規模の源泉所得税と 1 兆円規模の法人税と続くが、意外なことに申告による所得税の還付はとても少ない。

2010 年度の消費税は、323 万件の申告件数のうち、還付申告は 15 万件 (うち法人 114,835 件、個人 36,555 件) である。ちなみに同年度の所得税の還付申告者の 1267 万人と比べると、消費税還付は、還付件数は少ないが、1 件当たりの還付金額が大きいことが特徴であることがわかる。

また、消費税の申告漏れと不正申告も問題視されている。国税庁は『国税庁レポート 2009』以降、「調査で重点的に取り組んでいる事項」に「消費税の不正還付や申告漏れの防止」を挙げている。国税庁は近年 20 万件以上の消費税の調査を行っているが、そのうち 6 割が申告漏れだという。不正還付についても『国税庁レポート』に悪質な事例が記載されている。

このように、現在でも、消費税は還付件数が際立って多く、申告漏れが相当数あり、不正還付も見受けられるという不完全な構造である²。消費税率が上がった後には、これらが拡大する可能性があり、マイナンバー開始後にさらに電子申告が拡大することが予想されるため、本稿で取り上げた米国の事例も勘案し、徴収の制度の見直しを行ったほうがよいと考える。

図1 日本の還付状況（2000-2010年度）



出所：国税庁統計情報（2000-2010年度）<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/tokei.htm> より作成。

【参考文献】

柏木恵（2011）「大震災からの復興財源をどのように手当するか—消費税増税前に再設計の議論を」『CIGS コラム』

http://www.canon-igs.org/column/macroconomics/20110330_801.html。

国税庁（2009-2012）『国税庁レポート』各年版。

<http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/report/report.htm>。

Cal Mellor, Connecticut Dept. of Revenue Services (retired) (2012) "Countering Refund Theft and ID Theft - A Multiple State Perspective", 2012 FTA Annual Meeting.

J. Russell George (2012) "Identity Theft and Tax Fraud", TIGTA

http://www.waysandmeans.house.gov/UploadedFiles/George_Testimony.pdf

² 消費税徴収の不完全部分の指摘は柏木（2011）を参照。